

建築(設備)工事設計業務委託特記仕様書

営設第7－32号

(仮 称) 柿 崎 区 新 保 育 園 新 築 工 事 設 計 業 務 委 託

委託地名 上越市 柿崎区直海浜 地内

上越市都市整備部建築住宅課営繕室

特 記 仕 様 書

I 業務概要

1. 業務名称

宮設第7-32号 (仮称) 柿崎区新保育園新築工事設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称	(仮称) 柿崎区新保育園		
(2) 敷地の場所	上越市	柿崎区直海浜	地内
(3) 施設用途	保育園		

(令和6年国土交通省告示第8号別添二 第十一号 第1類 とする。)

3. 履行期間

契約締結の日から 令和8年3月31日 まで

※本業務の委託日数は、360 日とし、繰越予算が承認された場合に変更協議を予定している。

※繰り越し手続きを行った場合、委託日数（360日）から令和8年3月31日までの委託実施日数を減じた日数以内を、変更契約による付与することができるものとする。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地面積	8,267.47 m ² のうち、図示エリア内（約5,012m ² ）で計画
b. 都市計画区域等の別	都市計画区域内（区域区分非設定）
c. 用途地域	第1種住居地域、準工業地域
d. 防火地域等	建築基準法第22条指定区域
e. その他の区域、地区等	特別用途地区

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積（計画面積）	約 1,407.80 m ²
b. 主要構造・階数	S造 平屋建て
c. 耐震安全性の分類	

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構 造 体	Ⅱ 類
2) 建築非構造部材	B 類
3) 建築設備	乙 類

(3) 建設の条件

a. 目標工事費	806,459 千円（税込 税率10%）
b. 建設工期	令和9年度から令和10年度を予定

(4) 設計と条件（設計内容、その他）

○ 業務目的

- ・ 柿崎区において、安心して子育てができる環境を整えるため、柿崎区内における公立4保育園を統合し、柿崎体育館跡地で新たな認可保育園を整備するもの。
- ※4保育園（柿崎第一保育園、柿崎第二保育園、上下浜保育園、下黒川保育園）

○ 与条件など

- ・ 整備内容：園舎、園庭、駐車場（ロータリー含む）、定員（園児）：120人
- ・ 計画は安全性、工事費及び維持管理の容易性を重視し、立地条件、周辺環境等及び機能性に配慮したものとする。
- ・ 鉄骨造平屋建を想定しているが、基本設計時は、主要構造及び階数について、各種構造を比較検討（工事費、維持管理費用等の費用比較を含む）の上、決定するものとする。
- ・ 保有水平耐力計算が必要（構造計算適合性判定が必要）なものとして、計画している。
- ・ 柿崎体育館の解体は別途発注で新築工事に先立ち解体を予定している。
- ・ 他、詳細は「（別紙）設計と条件・設計内容」参照のこと。

Ⅱ 業務仕様

1. 本特記仕様書に記載されていない事項は「国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 公共建築設計業務委託共通仕様書 令和6年3月改訂版」（以下「共通仕様書」という。）による。
2. 共通仕様書の用語の読み替え
 - (1) 共通仕様書に用いられている「調査職員」を「担当職員」に読み替える。
3. 適用
 - (1) 本特記仕様書に記載された、□及び■印の付いた特記事項については、■印の付いたものを適用する。
4. 管理技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置しなければならない。

(1) 管理技術者

受託者が個人である場合はその者、会社その他の法人である場合は当該法人に所属する者、共同企業体である場合は代表者となる構成員に所属する者を配置しなければならない。

■ 建築士法（昭和25年法律第202号 以下同じ。）による一級建築士

■ (2)の建築設計主任担当技術者を兼ねることができない。

(2) 建築設計主任担当技術者

■ 建築士法による一級建築士

■ 再委託を受けた協力者であってはならない。

(3) 設備設計主任担当技術者

□ 建築士法による建築設備士

■ 公共建築工事標準仕様書（電気又は機械設備工事編）を適用した工事の設計実績を有する者

(4) 照査担当技術者

□ 委託契約約款に定める照査担当技術者

(5) その他の技術者

設計する建築物が建築士法の規定において構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に構造関係規定又は設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めることが義務付けられている規模となる場合には当該資格を有する技術者を配置しなければならない。

5. 設計業務履行計画書

受託者は契約後14日以内に、次の内容を記載した「設計業務履行計画書」を作成し、担当職員に提出する。なお、プロポーザル方式により本業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- (1) 管理技術者の氏名、役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況。
- (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況。
- (3) 担当技術者の分担業務分野、氏名、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況。
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容。
- (5) 建築、構造、電気及び機械以外に分担業務を追加する場合は、分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況。
- (6) 業務管理体制系統図
- (7) 設計方針の説明に関する資料（令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）
- (8) 業務工程表（業務内容に応じて具体的かつ進捗管理が可能なものを作成すること。）

基本設計：全体計画、平面、断面、内外装、外構、設備、構造、別途工事、コスト等の検討時期
実施設計：一般図、詳細図、積算業務等の実施時期、申請業務等の提出時期

(9) 資格証の写し

6. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務（標準業務）

一 基本設計に関する一般業務

- a. 基本設計
- 建築（総合）基本設計
 - 建築（構造）基本設計
 - 電気設備基本設計
 - 給排水衛生設備基本設計
 - 空気調和・換気設備基本設計
 - ☐ 昇降機設備等基本設計

業務内容の項目	
■ 設計条件等の整理	■ 条件整理
	■ 設計条件の変更等の場合の協議
■ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■ 法令上の諸条件の調査
	■ 計画通知に係る関係機関との打合せ
■ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
■ 基本設計方針の策定	■ 総合検討
	■ 基本設計方針の策定及び委託者への説明
■ 基本設計図書の作成	
■ 概算工事費の検討	
■ 基本設計内容の委託者への説明等	

二 実施設計に関する一般業務

- a. 実施設計
- 建築（総合）実施設計
 - 建築（構造）実施設計
 - 電気設備実施設計
 - 給排水衛生設備実施設計
 - 空気調和・換気設備実施設計
 - ☐ 昇降機設備等実施設計

業務内容の項目	
■ 要求の確認	■ 委託者の要求等の確認
	■ 設計条件の変更等の場合の協議
■ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■ 法令上の諸条件の調査
	■ 計画通知に係る関係機関との打合せ
■ 実施設計方針の策定	■ 総合検討
	■ 実施設計のための基本事項の確定
	■ 実施設計方針の策定及び委託者への説明
■ 実施設計図書の作成	■ 実施設計図書の作成
	■ 計画通知図書の作成
■ 概算工事費の検討	
■ 実施設計内容の委託者への説明等	

三 その他、一般業務に含まれる業務

- ・ 委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成
(簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。)
- ・ 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる図書の作成 (法令上必要となる日影図等の作成は一般業務を含む。)
- ・ 工事費概算書の作成 (積算の根拠となる工事工程計画書を含む。)
- ・ 建築基準法第18条第2項に基づく計画通知手続きを要する場合は、必要な図書の作成 (補正図書の作成を含む。)
- ・ なお、申請図面の作成に当たっては、採光、換気、排煙等の各種計算、防火、防煙等の区画概念等を法規確認図として作成すること。
- ・ 公共建築物ユニバーサルデザイン指針 (平成19年3月 上越市) の該当する項目に合致していることが確認できる資料の作成
- ・ 景観法第16条第5項の規定に基づく通知書の作成
(新営工事の設計及び担当職員に求められた場合は、上越市景観アドバイザー制度に基づく協議への出席を含む。)
- ・ プロポーザルにより業務を受託した場合は、技術提案書に記載された説明資料等の作成

(2) 追加業務

- 積算業務 (工事費内訳書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積依頼書の作成、見積徴収、見積検討資料の作成をいう。以下、同じ。)
 - 建築基準法第18条第2項に基づく計画通知手続き業務
(必要な図書の作成は一般業務を含む。また、履行期間内に確認済証の交付を受けなければならない。)
 - 構造計算適合性判定手続き業務 (申請手数料は、別途とする。)
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法) に基づく手続き業務
 - 適合性判定申請手続き □ 届出手続き
 - 透視図作成 (外観CGパース、カラー、1カット、A2サイズ、アルミフレーム)
 - 地質調査業務 (CBR試験、報告書作成)
 - ・ 現場での試料採取から試験、報告書作成まで行い、N=3箇所とする。
(協議の結果、採取数が減っても変更対象外とする。)
 - ・ 適用基準は下記の最新版とする。
JIS A 1211 : CBR試験方法
新潟県土木部測量・設計・調査業務委託標準仕様書
 - ・ 調査時期は、配置確定後から基本設計の概算提出前までとし、外構概算へ反映させること。
 - 造成設計 (建築外構設計以外の整地設計、道路 (構内通路) 設計、排水設計)
 - ・ 整地設計 : 工事着工時点で必要な敷地の状況の計画。関連工事 (解体工事等) の施工範囲等の計画・アドバイス業務を含む。
 - ・ 道路 (構内通路) 設計 : ロータリーの設計、校内の段差に配慮した通路の設計
 - ・ 排水設計 : 宅内雨水排水設計、道路側溝への雨水排水計算、桃園排水区における下流への影響確認及び関係機関との協議 (都市計画法に基づく開発行為の技術基準レベルの検討)
- ※上記に含まれない園庭設計、駐車場設計は建築外構設計として一般業務に含まれている。

7. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- b. 調査等
 - ・ 受託者は、現地を踏査し、現地状況を十分調査確認すること。
 - ・ 調査にあたっては、次の事項について行うとともに、写真等を用いた現地調査報告書を作成し担当職員に提出するものとする。
 - ① 地形等： 用地境界、周囲の状況、地盤高、排水状況、道路状況、ガス、上下水道、電気経路等
 - ② 既存施設等： 建築物、設備、工作物等
 - ③ 石綿等（アスベスト）の使用の有無：既存の設計図書、目視等により行う。
 - ④ その他設計に必要な事項
- ~~c. 改修設計にあつては、現地調査結果、設計と条件に基づき、担当職員と協議のうえ、改修計画を策定し、改修計画書を担当職員に提出するものとする。~~
- d. 積算業務は、担当職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
 - ・ 工事費の積算単価等は、市況の実勢価格（消費税抜き）とし、単価の採用順序及び決定方法並びに歩掛等の採用基準は担当職員と協議のうえ、決定するものとする。
- e. 工事名称並びに設計図書のまとめ方については、原則として、工事発注単位毎にまとめることとするが、担当職員と協議のうえ、決定するものとする。
- f. 照査
 - ・ 受託者は業務を履行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、次の事項について照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。
 - ① 設計計画の妥当性の照査
 - ② 各種計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等）の適切性に関する照査
 - ③ 各種設計図の適切性に関する照査
 - ④ 各種計算書と設計図及び設計書等の整合性（各工事間の整合性含む）に関する照査
- g. 疑義等
 - ・ 本特記仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本特記仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者の協議による。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、担当職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 現地調査報告書の作成後
- c. 基本設計方針の策定完了時
- d. 基本設計図書の作成完了時
- ~~e. 改修計画の策定完了時（改修設計の場合）~~
- f. 実施設計図書の作成完了時
- g. 担当職員又は管理技術者が必要と認めた時
- h. その他（基本設計時は月1～2回程度の定例会議を計画すること）
- i. 受託者は関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれにあたり、その内容を遅滞なく担当職員に報告しなければならない。

(3) 資料等の提出時期

次の資料等は別紙参考工程表を目途に提出できるよう計画し、業務工程表に記載すること。

- a. 基本設計方針説明書
- b. 基本設計図書
- c. コスト管理表（工事費概算書）
- d. 実施設計図、積算資料
- e. その他（ ）

(4) 適用基準等

下記基準の最新版を適用する。ただし、標準仕様書関連及び工事費積算関連の適用年度については、担当職員と協議を行うこと。

性能関連 ・官庁施設の基本的性能基準 ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 ・官庁施設の環境保全性基準 ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 ・官庁施設の防犯に関する基準	工事費積算関連 ・公共建築工事積算基準 ・公共建築工事標準単価積算基準 ・公共建築数量積算基準 ・公共建築設備数量積算基準 ・公共建築工事共通費積算基準 ・公共建築工事内訳書標準書式(各工事編) ・公共建築工事見積標準書式(各工事編) ・公共建築工事積算基準等関連資料 ・公共建築改修工事の積算マニュアル ・公共建築設備改修工事の積算マニュアル
建築設計関連 ・建築設計基準及び同資料 ・建築構造設計基準及び同資料 ・構内舗装・排水設計基準及び同資料 ・建築工事標準詳細図	
設備設計関連 ・建築設備計画基準 ・建築設備設計基準 ・雨水利用・排水再利用設備計画基準	業務（図書作成）関連 ・建築工事設計図書作成基準及び同資料 ・建築設備工事設計図書作成基準
木造設計関連 ・木造計画・設計基準及び同資料	その他 ・新潟県福祉のまちづくり条例 ・公共建築物ユニバーサルデザイン 指針（上越市） ・上越市景観計画 ・上越市公共建築物等における地域産材 利用推進に関する基本方針 ・上越市公共建築物等における地域産材 取組方針
標準仕様書関連 ・公共建築工事標準仕様書（各工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（各工事編） ・公共建築木造工事標準仕様書 ・建築物解体工事共通仕様書 ・公共建築設備工事標準図（各工事編）	

(5) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
☒ （仮称）柿崎区新保育園現況測量業務委託 報告書 ☒ （仮称）柿崎区新保育園地質調査業務委託 報告書 ☐	ファイル・電子データ ファイル・電子データ

- ☒ 貸与場所（ 建築住宅課営繕室 ） ☒ 貸与時期（ 委託期間中 ）
☒ 返却場所（ 建築住宅課営繕室 ） ☒ 返却時期（ 委託完了時 ）

(6) 部分引渡しの指定部分等（ ）

(7) 成果物の提出場所（ 建築住宅課営繕室 ）

(8) 成果物の使用権について

提出された成果物については、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがあることから、使用権を委託者へ帰属するものとする。

(9) 環境に配慮する共通事項

- ・業務に必要な消耗品等（用紙含む）は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品等を使用すること。
- ・業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行の励行等、できる限り地球温暖化及び大気汚染の防止に努めこと。
- ・その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

8. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計図書

a. 建築総合	☒ 計画説明書 ※1 ☒ 設計概要書 ※2 ☒ 建築総合基本設計図書 ☒ 仕上概要表 ☒ 面積表及び求積図 ☒ 付近見取図 ☒ 配置図 ☒ 平面図（各階） ☒ 立面図（各面） ☒ 断面図 ☒ 矩計図（主要部詳細） ☒ 外構図 ☒ 工事費概算書 ☒ 設計内容説明資料 （簡易な透視図、日影図、各種技術資料等） ☐	c. 電気設備	☒ 電気設備計画説明書 ※1 ☒ 電気設備設計概要書 ※2 ☒ 工事費概算書 ☒ 設計内容説明資料（各種技術資料等） ☐
		d. 給排水衛生設備	☒ 給排水衛生設備計画説明書 ※1 ☒ 給排水衛生設備設計概要書 ☒ 工事費概算書 ☒ 設計内容説明資料（各種技術資料等） ☐
		e. 空調設備	☒ 空気調和・換気設備計画説明書 ※1 ☒ 空気調和・換気設備設計概要書 ※2 ☒ 工事費概算書 ☒ 設計内容説明資料（各種技術資料等） ☐
		f. 昇降機等	☐ 昇降機等計画説明書 ※1 ☐ 昇降機等設計概要書 ※2 ☐ 工事費概算書 ☐ 設計内容説明資料（各種技術資料等） ☐
b. 建築構造	☒ 構造計画説明書 ※1 ☒ 構造設計概要書 ※2 ☒ 構造仕様概要書 ☒ 工事費概算書 ☒ 設計内容説明資料（各種技術資料等） ☐ ☐ ☐	g. その他	☒ CBR試験報告書 ☒ 造成設計検討資料 ☐ ☐

※1 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

※2 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

- (注) 1. 建築構造の成果物は、建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。
2. 電気設備、給排水衛生設備及び空気調和・換気設備の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。
3. 設計図は、適宜追加することができる。
4. 図面データの保存形式等については、「.jww」及び「.pdf」形式とし、その他の場合は担当職員と協議を行うこと。
5. 図面データをJw_cad以外のCADから変換した場合は、線種、文字、レイヤ分け等について、誤変換のないよう体裁を整えること。
6. 工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。

(2) 実施設計図書 原則としてA1判とする。

設計図					
共通	■ 表紙・図面目録 ■ 特記仕様書 ■ 工事概要 ■ 付近見取図 ■ 配置図 ■ 法規確認図 ※1 ■ 仮設計画図 ☐	b. 建築構造	■ 建築構造設計図 ■ 仕様書・標準図 ■ 構造基準図 ■ 各伏図 ■ 軸組図 ■ 部材断面表 ■ 部分詳細図 ■ 配筋・架構図 ☐	d. 機械設備	■ 空気調和・換気設備 ■ 機器表 ■ 空気調和設備図 ■ 換気設備図 ■ 排煙設備図 ■ 自動制御設備図 ■ 屋外設備図 ☐ ■ 給排水衛生設備 ■ 機器表 ■ 衛生器具設備図 ■ 給水設備図 ■ 排水設備図 ■ 給湯設備図 ■ 消火設備図 ■ 厨房設備図 ■ ガス設備図 ■ し尿浄化槽設備図 ☐ ゴミ処理設備図 ☐ さく井設備図 ■ 屋外設備図 ☐ ☐ 昇降機設備 ☐ 平面詳細図 ☐ カゴ詳細図 ☐ シャフト詳細図
	a. 建築総合		■ 面積表及び求積図 ■ 内外部仕上表 ■ 平面図（各階）・屋根伏図 ■ 立面図（各面） ■ 断面図 ■ 矩計図 ■ 展開図 ■ 天井伏図（各階） ■ 平面詳細図 ■ 部分詳細図 ■ 建具表 ■ 外構図（園庭、駐車場等） ■ 日影図（必要に応じて） ■ 植栽図 ☐ ☐ ☐ ☐		c. 電気設備
資料等					
■ 技術検討資料 ※2 ■ 工事工程計画書 ☐ 許可申請書 ■ 計画通知図書（ ■ 構造計算適合性判定図書） ■ 構造計算書 ■ 関係法令申請資料等 ■ 建築物省エネ法に基づく適合性判定申請又は届出図書 ☐ 上越市中高層建築物の建築に関する指導要綱の届出書 ■ 景観づくり重点又は景観計画域内における行為の通知書 ■ 公共建築物ユニバーサルデザイン指針確認資料			■ 工事費積算資料 ※3 ■ 透視図 ☐ 模型 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		

上記は想定図面・資料名称とし、設計の結果、作成しなかった図書の提出は不要。

※1 法規確認図は防火・防煙区画等、関連工事に影響のあるものは、関連工事の設計図にそれぞれ含む。

※2 技術検討資料には、負荷、照度、換気、空調風量、給排水流量等の各種計算書、各種工法等検討書及び各種設備基礎構造計算書を含む。

※3 工事費積算資料には、工事費内訳書、積算数量算出書、単価作成資料、見積依頼書、見積書、見積検討資料、「営繕工事積算チェックマニュアル」の各チェックシート・チェックリストを含む。

- (注) 1. 建築構造の成果物は、建築総合の成果物の中を含めることができる。
2. 設計図は、適宜、追加することができる。
3. 工事費積算資料の作成は、営繕積算システムRIBC2(財)建築コスト管理システム(研究所)による。
4. 図面データの保存形式等については、「.jww」及び「.pdf」形式とし、その他の場合は担当職員と協議を行うこと。
5. 図面データをJw_cad以外のCADから変換した場合は、線種、文字、レイヤ分け等について、誤変換のないよう体裁を整えること。

(3) その他の成果物及び提出部数等

成果物	部数	成果物	部数
共通		■ 計画通知図書	※2
■ 納品書	1 部	■ 構造計算適合性判定図書	※2
■ 設計図書社内照査調書	1 部	■ 構造計算書 ※3	1 部
■ 設計業務履行計画書	1 部	□ 許可申請書	※2
■ 打合せ記録簿	1 部	■ 関係法令申請資料等	※2
■ 現地調査報告書	1 部	■ 建築物省エネ法に基づく適合性判定申請又は届出図書	※2
■ 改修計画書	1 部	□ 上越市中高層建築物の建築に関する指導要綱の届出書	※2
■ 工事費概算書	1 部	■ 景観づくり重点又は景観計画域内における行為の通知書	※2
■ 設計協議チェックリスト	1 部	■ 公共建築物ユニバーサルデザイン指針確認資料	※2
■ 電子データ (CD-RまたはDVD-R)	一式	□	
基本設計図書		□	
■ 基本設計図書一式		■ 透視図	一式
実施設計図書		□ 模型	一式
■ 設計図一式は下記による。		■ CBR試験報告書	一式
■ A 3 縮小設計図 (普通紙)	1 部	■ 造成設計検討資料	一式
■ A3縮小製本図面 (観音開き)	※1	□	
■ 工事費積算資料 (P8 ※3参照)	1 部		
■ 技術検討資料 (P8 ※2参照)	1 部		
■ 工事工程計画書	1 部		

※1 実施設計対象工事の分割件数に 1 を加えた部数とする。

※2 当該法令等に基づく提出部数とする。

※3 構造計算書が計画通知図書に含まれている場合は、別途提出は不要とする。

(4) 成果物のまとめ方

- 発注機関名は「上越市」とする。
- 基本設計図書はその他の成果物と別冊とし、パイプ式両開き A 4 ファイルに綴込むこと。
- 実施設計図書は設計図一式、透視図、模型を除き、分割された各工事ごとに分けてパイプ式両開き A 4 ファイルに綴込むこと。設計図一式は図面ファイルに納めること。
- 成果物は保存箱に納めること。
保存箱 : A 4 判用引出式段ボール製キャビネット (W360×H290×D600程度)
- 上記によらない場合は担当職員と協議を行うこと。

(5) 成果物のとりまとめ前に下記の事項について担当職員と協議すること

- 工事名称について
- CD-RまたはDVD-R内の電子データの保存、整理方法について
- 製本図面の作成方法について

(別紙)設計と条件・設計内容

設計にあたって

- ・建築工事費については、予定工事費を超えないようにコスト管理を適切行うこと。
- ・公平性の観点から他の園との差別化や特色的設備は不要。標準的な機能を備えた計画とすること。
(つちはし保育園、なおえつ保育園程度の標準設備、標準機能を想定。)
- ・本計画において、都市計画法に基づく開発行為に該当する規模の造成は想定していない。
- ・2階建て以上の計画とする場合は、昇降機の要否について検討・設計すること。(本業務の変更対象外)
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギー設置に関して、費用対効果を含めた検討を行うこと。
- ・内装材・造り付け調度品への地場産木材の積極的な活用に関する検討を行うこと。
(必要に応じて、備品調度品への地場産材利用に関してアドバイスをを行うこと。)
- ・敷地北側は、小学校スクールバスロータリーとして利用しているため、計画敷地から外して計画すること。
敷地東に位置する桃園団地からバス乗降場への徒歩移動に計画地内を通行できるよう、計画すること。
なお、乗り入れの共用利用は可能である。分割位置については、設計のなかで決定する。
- ・上越市の保育園整備については、法令基準の他に「上越市保育園の適正配置等に係る計画(第4期)」、「公立保育園の整備のあり方に関する意見書」を参考にすること。
- ・本特記に記載されたの面積や配置計画案は、企画段階での想定であり、絶対条件ではない。

園舎構造・規模など

- ・鉄骨造平屋建として想定した理由は下記のとおり。
鉄骨造：コスト、工期面で有利。耐久性の観点で木造より優れる。
平屋：園児の安全面を考慮し、階段不要な平屋とした。

定員・園舎

定員・保育室の想定面積(2部屋の場合は、合計面積)

区分	乳児室 (0歳児)	ほふく室 (1歳児)	2歳児室	3歳児室	4歳児室	5歳児室	合計
定員(人)	6	17	19	23	24	31	120
職員(人)	2	6	4	2	2	2	18
部屋数	1	1	1	2	2	2	9
保育室面積(m ²)	31.33	90.39	60	95.96	95.96	95.96	469.6

- 乳児室：ベッドの他、ほふく、活動、事務、手洗いスペースなどを含む
- ほふく室：ほふくスペースの他、机、事務机、エレクトーン、押入、手洗い、活動スペースを含む
- 2～5歳児保育室：活動・午睡スペースのほか、机、事務机、エレクトーン、押入、手洗いスペースを含む
- 3～5歳児：定員20名規模で2部屋ずつ
- 2歳児：必要に応じてセパレートできるように少し広めに1部屋(最大15名ずつの2部屋)

保育室以外の想定面積

区分	遊戲室	事務室	医務室	静養室	調乳室	調理室	検収室食料庫等	トイレ	物置
その他面積(m ²)	275.0	28.8	4.8	6.0	4.8	43.2	60.0	74.4	66.0
一時保育室	休憩室更衣室	相談室会議室	子育てひろば	その他	合計	・想定面積：既設園舎を元に算定(園庭も同様) ・その他：廊下、玄関ホール、機械室等			
40.0	26.4	7.2	40.0	261.6	938.20				

園庭

- ・想定面積：1,322m²程度
- ・柿崎区及び区周辺の地理的特徴等も踏まえた広さや形状、景観等を考慮した計画とする。
- ・基本設計時は、遊具の配置等も提案すること。(実施設計対象外)

駐車場・ロータリー

- ・想定面積：2,282m²程度
職員：40台、保護者：40台(思いやり駐車場含む)、通園バス：3台が駐車できる規模とする。
- ・ロータリーは、乗用車と通園バス程度が利用できる計画とし、駐車場とは往来可能な形状とする。
- ・ロータリーと駐車場は雨水排水、除雪車両の乗り入れに配慮した構造とする。
- ・既存乗り入れを生かすなど、コスト面でも合理的な計画となるよう配慮すること。

区分	ロータリー	駐車場
想定台数(台)	20	60
面積(m ²)	752	1,530
		2,282

※DR:デザインレビュー

月 日 種目別名称		1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月		
		基本設計					実施設計					履行			
全体工程															
		基本条件の確認：建物平面計画の確認、各回室配置、仕様確認、内外装デザインの基本方針の確認			基本設計図書：構造・設備計画確認、工事費概算、基本設計図書案の提出			検討：プラン確定（詳細検討）、別途工事調整		詳細図：各階詳細図、構造図・設備図			積算・計画通知：実施設計積算、計画通知図書		
マイルストーン					◎基本設計方針確認 ◎基本設計方針決定		◎実施設計DR →実施設計方針決定				◎実施設計図提出 ◎実施設計確定		◎積算資料提出 ◎積算完了		
					◎基本設計DR→		◎基本設計承諾								
当繕室：確認・審査					確認・審査 関係者協議・調査 コスト調整					検図			確認・審査		
設計	設計条件の整理 要求の確認	協議													
	法令上の諸条件の調査 及び関係機関との打合せ	報告						報告		◎計画通知提出			審査期間		
	インフラ状況調査	インフラ確認 報告													
	設計方針の策定	説明													
	設計図書の作成	全体計画、平面計画、断面計画 内外装、外構、設備、構造、 別途工事調整				一般図作成 詳細検討		・詳細図作成 ・構造、設備図作成			整合確認				
	概算工事費の検討	○概算算定方法 考え方の合意		○コスト管理表 （特殊要因決定時）		○コスト管理表 （基本設計審査）					○コスト管理表 （実施設計審査）				
	設計内容の委託者への 説明等	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●		○ ● ○		●	●	●			
積算業務		基本設計時：月1～2定例打合せ				説明・協議		説明・協議		積算					
CBR試験															



付近見取図:No Scale

計画場所：上越市柿崎区直海浜地内
(現 柿崎体育館の敷地)

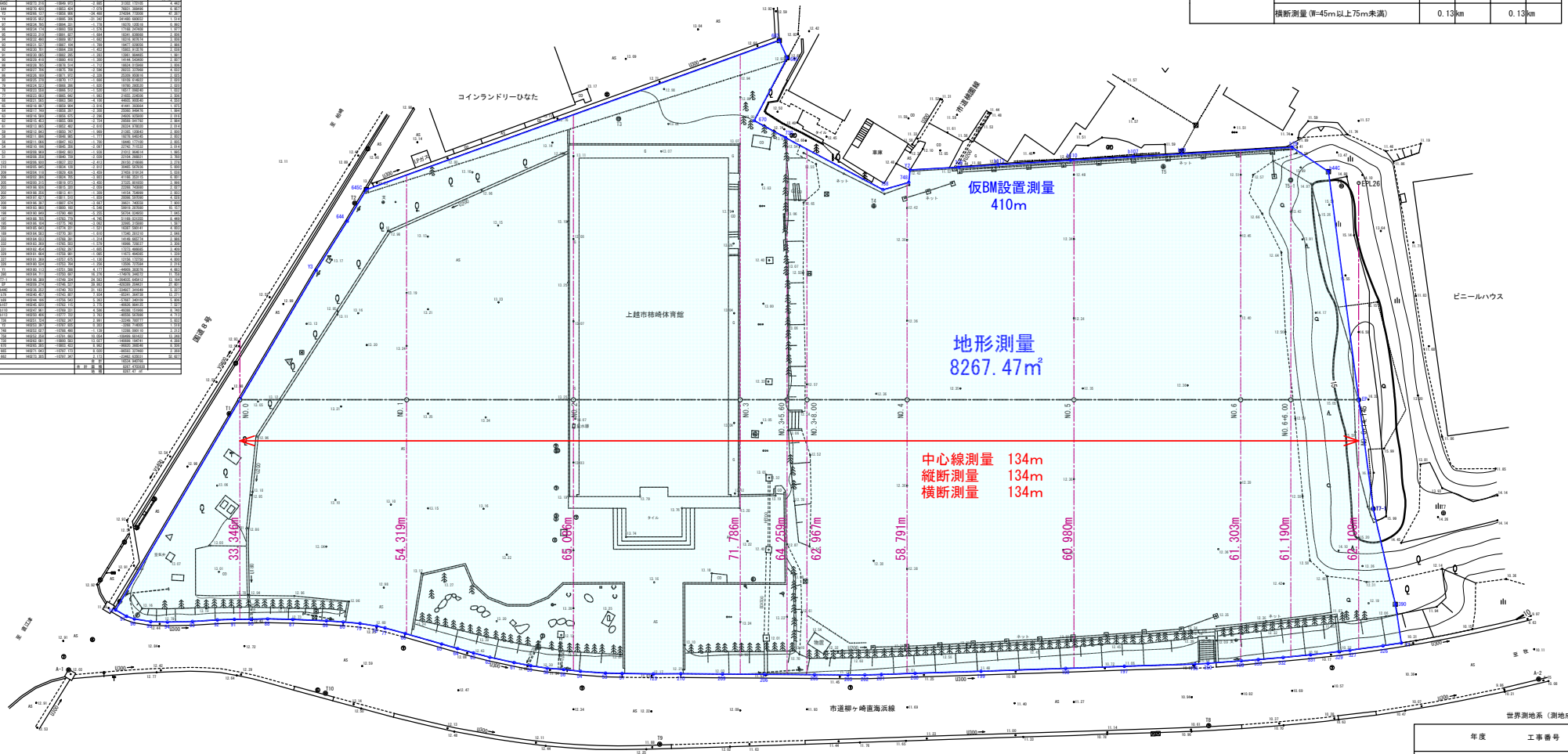
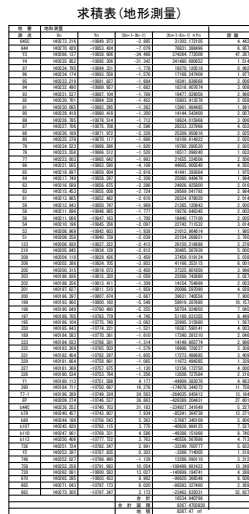


配置計画案:No Scale

- ・配置計画案は企画段階での素案である。
- ・国道側(北西側)も保有敷地の一部であるが、スクールバス乗降場・バスロータリーとなっている。

上越市柿崎区直海浜他 地内

工種	明細	当初数量		変更数量	
		数量	單位	数量	單位
基準点測量	4級基準点測量	4	点	4	点
地形測量	現地測量 (S=1/500)	0.008	Km ²	0.008	Km ²
路線測量	中心線測量 (20m間隔)	0.13	km	0.13	km
	仮設設置測量	0.41	km	0.41	km
	視距測量	0.13	km	0.13	km
	横断測量 (H=45m以上75m未満)	0.13	km	0.13	km



A	点 名	X 坐标	Y 坐标	H 高程	备 注
1	A-1	140231.092	-10903.048	12.878	3级基准点
2	A-2	140170.461	-10737.552	10.150	0
3		140253.490	-10874.552	13.023	3级基准点
4		140272.199	-10863.660	13.058	0
13		140270.894	-10818.653	13.017	0
14		140250.812	-10793.388	12.489	0
15		140243.540	-10759.126	12.462	0
16		140178.892	-10759.126	12.462	0
17		140198.747	-10839.314	12.235	0
110		140128.053	-10875.021	12.549	0
111		140138.989	-10875.021	12.549	0
112		140238.829	-10745.301	12.469	0

※標高は、基準点測量(GNSS測量)で得たA-1を固定した直接水準による高さ

参考：求積図

世界測地系（測地成果2011）		
年度	工事番号	号
（仮称）嵯峨区新保青園現況測量業務委託 上越市嵯峨区直海浜他内地		
		工事
平 面 図		
縮 尺	1/250	図面全 1 葉の 1
測 量	株式会社トラス	R6年 9 月 日
設 計		年 月 日
新 潟 県 上 越 市		